## (様式5)

# 判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

### 審査基準(申請に対する処分関係)

(新設)

|     |               |      |    | 資料番号 | 6 - 5       |              | 担当課 | 長寿介護課  |
|-----|---------------|------|----|------|-------------|--------------|-----|--------|
| 法令名 | 社会福祉士及び介護福祉士法 | 根拠条項 | 附貝 | 第20条 | 許認可等<br>の内容 | 登録特定行為事業者の登録 |     | 事業者の登録 |

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和62年法律第30号)

#### (特定行為業務の登録)

- 附則第20条 自らの事業又はその一環として、特定行為(認定特定行為業務従事者が行うものに限る。)の業務(以下「特定行為業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
- 2 第19条及び第20条の規定は前項の登録を受けた者について、第48条の3第2項、第48条の4から第48条の8まで及び第48条の10の規定は前項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、第19条中「指定試験機関」とあるのは「附則第20条第1項の登録を受けた者(以下「登録特定行為事業者」という。)」と、第20条第1項中「指定試験機関」とあるのは「登録特定行為事業者」と、第48条の4第3号中「第48条の7」とあるのは「第48条の7(附則第20条第2項において準用する場合を含む。)」と、第48条の5第1項第2号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、同項第3号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、第48条の6第1項中「登録を受けた者(以下「登録喀痰吸引等事業者」という。)」とあるのは「登録特定行為事業者」と、同条第2項及び第3項並びに第48条の7中「登録喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と読み替えるものとする。

#### (欠格条項)

- 第48条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
  - 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経 過しない者
  - 二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の 刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
  - 三 第48条の7の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
  - 四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの

# (登録基準)

- 第48条の5 都道府県知事は、第48条の3第2項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。
  - 一 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合し ていること。
  - 二 喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。
  - 三 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。

# (厚生労働省令への委任)

第48条の10 第48条の3から前条までに規定するもののほか、喀痰吸引等業務の登録に関し必要な事項は、 厚生労働省令で定める。